

[事案 28-317] 新契約無効請求

・平成 30 年 1 月 17 日 和解成立

<事案の概要>

代理店（銀行）の募集人の虚偽説明により誤解して申込みをしたことを理由に、契約の取消しおよび一時払保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 2 月に契約した外貨建変額終身保険について、代理店（銀行）の募集人から定期預金との説明を受けたため、加入手続を定期預金の書換手続と誤解したことから、契約を取り消し、一時払保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

申立人への適合性の確認、商品説明は適切に行われており、不適切な募集行為も認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時に募集人が本契約について定期預金であるとの虚偽説明をしたとは認められず、また申立人が定期預金と誤認したことによる無効を認めることはできない。しかし、保険契約を募集するに当たって、募集人には契約内容等について、顧客に理解されるために必要な方法および程度により説明する必要があるといえるが、本件では、68 歳の投資経験のない申立人に対して、本契約が生命保険であることの理解を得られたとしても、外貨建変額保険という複雑な商品であることの理解を得るのに足る説明時間が確保されていなかった。そのため、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。